

防火シャッターの点検等作業

仕 様 書

1. 件名

防火シャッターの点検等作業

2. 概要

日本原子力研究開発機構（以下「機構」という）核燃料サイクル工学研究所（以下「研究所」という）TRP廃止措置技術開発部（以下「TRP部」という）管理事務棟に設置されている防火シャッター（煙感知器との連動機構を含む）について、建築基準法に基づく点検を実施し、健全な状態に維持されていることを確認する。また、危害防止装置が未設置であることから設置する。

3. 契約範囲

受注者の行う内容、数量等の詳細については6項の「技術仕様」に記載する。

3.1 契約範囲内

- (1) 防火シャッターの点検・・・・・・・・・・・・・・一式
- (2) 危害防止装置の設置・・・・・・・・・・・・・・一式
- (3) 上記作業を実施するために必要な作業・・・・・・・・一式
- (4) 提出図書の作成及び提出・・・・・・・・・・・・・・一式
- (5) その他本作業に付帯する全ての作業・・・・・・・・一式

3.2 契約範囲外

3.1の契約範囲内に記載のなきもの。

4. 支給物件、貸与物件

4.1 支給物件

以下の物品等を現地作業時に無償で支給する。

- ・現地作業で使用する電力・水道水等

4.2 貸与物件

以下の図書類を現地での作業時に無償で貸与する。受注者は、貸与期間中適切な管理を行い、受注者の責任による損傷及び滅失を生じた場合は、これらを弁償するものとする。

- ・本作業の遂行に必要な機構の規程、研究所規程、TRP部規則・基準類

5. 一般仕様

5.1 納期

令和8年11月27日

5.2 納入場所及び方法

茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

TRP廃止措置技術開発部 管理事務棟（非管理区域）
点検、据付後渡し

5.3 検収条件及び検収場所

- (1) 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 4 9
日本原子力研究開発機構 旧本部事務所（北側フロア 1 階）
- (2) 6.2 項の作業が全て完了し、別表－1 の提出図書の完納をもって検収とする。

5.4 保証

- (1) 受注者は、本仕様書に基づいて作業したものが、本仕様書の諸条件を完全に満たすものであることを保証するものとする。
- (2) 保証期間中に明らかに受注者による原因で本仕様書の諸条件を満足しなくなった場合には、受注者はその条件を満たす為、無償にて必要な手直し、又は修理等を直ちに行うものとする。
- (3) 本作業における資材搬入時、又は現地作業において機構の設備等に損傷を与えた場合、受注者は、無償にて直ちに手直し又は、修理を行う。
- (4) 保証期間は、検収後 1 年とする。ただし、是正後の保証については、別途協議の上決定する。

5.5 提出図書

5.5.1 確認の必要な事項

受注者は次に示す事項について事前に機構の確認を受けるものとする。

- (1) 仕様書の要確認事項
- (2) 仕様書に明記されていないが重要と思われる事項
- (3) 仕様書より逸脱する事項

5.5.2 提出図書

別表－1 提出図書一覧表参照

5.5.3 提出図書に関する注意事項

- (1) 別表－1 の「提出図書一覧表」内の「図書扱い」欄の「確認図書」は機構の確認を要するものである。この場合、「提出図書」には「返却用」を加えて 2 部提出すること。ただし、「中小受託事業の届出について」を除くものとする。
- (2) 表紙に契約件名、提出日、受注者名等を記述し、提出すること。

5.5.4 提出様式

- (1) 用紙は原則として A 4 版とする。
- (2) 様式、内容、その他不明瞭なものはその都度、機構に確認し、その指示に従うものとする。

5.6 適用法令、規格、技術基準等

本件に適用される法令、規格、技術基準は以下の通りとし、最新版を適用すること。この他に、工作基準等メーカーの社内基準を用いる場合は適用範囲を明示の上、機構に提出し確認を得るものとする。

- (1) 「労働安全衛生法」
- (2) 「建築基準法」
- (3) 機構規程、研究所規則、諸基準及びTRP部内で制定した規則等
- (4) 日本産業規格（以下「JIS」という）

5.7 機密保持

受注者は、本作業実施のため機構より提出された資料等すべての情報を機密扱いとし、その保持に努めること。

詳細は、別紙－1に示す「機微情報の管理について」によるものとする。

5.8 情報管理（電子データ流出防止）

- (1) 機構が提示するデータ等の管理を確実に行うこと。
- (2) 電子データの流出防止として、データ管理するパソコンにはウィニー等のインストールをしないこと。

5.9 安全管理

5.9.1 作業の安全管理

(1) 一般安全

- ① 受注者は、機構の定めた「共通安全作業基準 IV. 請負作業の安全確保に係る基準」（最新改訂日：令和元年 12 月 1 日、以下同じ）に従い、作業の安全管理を行うこと。
- ② 受注者は、受注後の安全管理上の手続きを確実に行うとともに、中小受託事業への周知を行うこと。
- ③ 本作業を行うにあたって、受注者は火災、盗難、人的災害等、安全衛生及び災害防止に関して万全を期すること。
- ④ 労働基準法、労働安全衛生法に関する規則、基準等を遵守するため、受注者は設備、装備、管理方法等をよく検討し、十分な作業計画を立てること。
- ⑤ 法で定める規則、基準を満足することはもとより、受注者は更に進んで設備、装備管理の各方面にわたり労力、経費を惜しまず、火災防止に努力すること。
- ⑥ 受注者は本作業を行うにあたり、機構の「核燃料物質使用施設立入制限区域出入管理マニュアル」、「再処理施設 出入管理マニュアル」及び「安全作業基準」等の各種規程、基準を遵守すること。
- ⑦ 受注者は、本作業を行うにあたり「作業要領書」を提出し、機構の確認を得なければならない。

⑧受注者は、作業を行うにあたり「作業計画書」及び「安全衛生チェックリスト」を提出すること。

⑨受注者は、作業に変更が生じたときは、作業を中断し、作業計画の見直し、変更後、作業を実施すること。

(2)安全上の責任

本作業に伴い一般安全上の責任は、全て受注者が負うものとする。

(3)作業者の選任

①受注者は、本作業に係る総括責任者を選任し、その氏名を「作業等安全組織・責任者届」に記入の上、機構に申し出ること。

②受注者は、機構で定める「作業責任者等認定制度」に基づき「作業責任者等教育」を受講すること。ただし、すでに受講し、認定を受け、且つ有効期間内に有る場合は除く。

③受注者は、「作業責任者等教育」を修了後、「作業責任者等認定申請書」を提出し、機構の認定を受けること。

④受注者は、認定者の中から現場責任者及び現場分任責任者を選任し、作業期間中は現場に常駐させること。

⑤受注者は、作業員名を「作業員名簿」に記入の上、機構に提出すること。

⑥受注者は、作業員に次の役割を遵守させること。

〔現場責任者〕

現場での作業の監督及び指示を行う。なお、現場を離れる場合は代理者を指名し、連絡先を明確にすること。

〔主作業者〕

主作業区域で作業を主に行う。作業経験者又は作業内容に精通している者が行う。

(4)安全衛生設備及び装備

①通路、標識、保護具等の安全設備の質、数量、配置は、法で定める規則・基準等を十分満足するものであること。

②作業開始前に必ず安全設備、装備及び道具、工具類の点検を十分行うこと。

(5)安全衛生管理

①本作業では、一般安全について十分注意すること。

②現場責任者は、本作業期間中に機構との十分な連絡を行うとともに、作業員に対し作業内容、作業手順及び役割分担を確認、把握させること。

③受注者及び現場責任者は、機構が安全確保のために行う指示に従うこと。

④当日の作業者の健康状態をチェックすること。

5.10 緊急時の対応及び異常時の措置

受注者は、異常事態が発生した場合、以下を原則として対処すること。

(1)天災、火災、事故、災害等の異常事態が発生した場合、現場責任者は作業員に作業を中断させる等の指示を与え、人命尊重を第一とし、二次災

害への拡大防止を図ること。

- (2) 異常事態が発生（発見）又はそのおそれが生じた場合は、応急処置をとるとともに、作業担当課に迅速に通報すること。
- (3) 火災が生じたとき、又は救急車を要請するときは、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 1 1 9、核燃料サイクル工学研究所通報連絡者（核燃料サイクル工学研究所非常用電話：内線 9 9 9 9、外線 0 2 9－2 8 2－1 1 3 3－9 9 9 9）及び作業担当者に連絡すること。
- (4) 人身事故の場合は、その連絡先及び措置結果を作業担当課に連絡すること。また、受注者はその応急措置について事後速やかに文書をもって作業担当課に報告すること。

5.11 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載なき事項について疑義が生じた場合には、機構との協議の上、その決定に従うものとする。決定事項は、議事録にて記録し、相互確認及び保管管理すること。また、提出図書に反映できる決定事項は、提出図書に反映すること。

5.12 受注者の責任と義務

5.12.1 受注者の責任

- (1) 受注者は、本契約において機構が要求する事項の責任を負い、本引合仕様書の要求に合致した完全なものを、納期までに機構に引き渡すものとする。
- (2) 受注者は、本引合仕様書を検討し、誤り欠陥等を発見したならば、直ちに機構に申し出る責任を有するものとする。
- (3) 機構が本件に関連して受注者に要求又は提案した事項に受注者が同意した場合は、それによって生ずる一切の責任を、受注者は負うものとする。
- (4) 受注者が中小受託事業を使用する場合は、事前に機構の確認を受けること。受注者が使用する中小受託事業（材料当の購入先、労務の提供先を含む）が負うべき責任といえども、その責任は全て受注者が負うものとする。
- (5) 受注者は、国内諸法規及び機構規定等に従うこと。これに従わないことにより生じた作業員の損害の責任を受注者が負うものとする。
- (6) 受注者が機構に確認を申請した事項について、機構の確認後といえども受注者が負うべき責任は免れないものとする。

5.12.2 受注者の義務

- (1) 受注者は、機構及び原子力規制庁が監査のために受注者並びにその中小受託事業等の会社に立入ることを要請した場合は、これに応じる義務を有する。
- (2) 本件における資材搬入時、又は現地作業において機構の設備等に損傷を与えた場合、受注者は無償にて速やかに補修、もしくは交換を行うものとする。
- (3) 受注者は、労働災害防止等に関する法律に規定する元方事業主になり、安

全管理に必要な法令等を遵守し、労働災害の防止に努めること。

(4)受注者は、作業者の安全を維持するために労働衛生法及び機構規定等並びに安全確保のために行う機構の指示に従わなければならない。

(5)受注者は、購買品の検収後における維持または運用に必要な保安に係る技術情報を提供すること。

①役務の遂行又は終了後に、供給者が新たに発見又は取得した役務に関する運営上の注意事項や知見。

②役務の要領、手順等でない操作方法により不適合が発生した場合又は発生の可能性がある場合の予防処置のために必要な知見・情報。

③役務の方法を見直す際に必要となる組織が知り得ていない役務に関する知見・情報。

④組織にて必要な技術検討・検査を行うにあたり、組織だけで評価・検討が困難である場合に必要となる知識・情報。

(6)購買品等の受領時における購買要求事項への適合状況を記録した文書を提出すること。

(7)受注者は、本件に係る作業員に対して以下の教育を実施しなければならない。

教育名	実施者	機構による内容確認	備考
作業責任者等認定制度に基づく認定教育（現場責任者）	機構	なし	忘れずに認定手続きを行う
その他機構が指定する教育	受注者又は機構	受注者で実施して教育について受注者は、教育記録（科目、時間）を作業担当課に提出し、その教育について定めた規定、基準類を満たしていることの確認を受ける	

5.13 品質保証

(1)受注者は、本件に係わる品質管理プロセスを含めて記述した品質保証計画書又は品質マニュアル（以下「品質保証計画書等」という）を提出し、機構の確認を得る。

(2)受注者（受注者が使用する中小受託事業を含む）は、機構からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。

5.14 不適合の報告及び処理

受注者は、点検等の過程に発生した不適合について、その内容及び処置案等を速やかに報告書にて報告すること。この処置案については、機構の承認を受け、処置後にその結果を報告すること。

また、発生した不適合の種類、原因及び影響の度合いによっては、上記の処置案に再発防止対策を含めること。

なお、掛かる費用は受注者が負うものとする。

5.15 安全文化を育成し維持するための活動

受注者は、健全な安全文化を育成し、維持するための活動に適時取り組み、本仕様書に基づく作業が安全に行われるようにすること。

- (1) 安全確保のための一人ひとりの役割確認と安全意識の浸透
- (2) 構築物、設備及び機器の劣化、故障及びトラブル等に関する迅速な通報連絡
- (3) 施設、設備等の習熟(知識と技術)と基本動作(5S、KY・TBM 等)の徹底
- (4) 本業務の実施における課題や問題点の速やかな情報共有、改善

5.16 中小受託事業の管理

- (1) 受注者は、点検等に使用する主要な中小受託事業のリストを機構に提出すること。
- (2) 中小受託事業の選定にあたっては、技術的能力、品質管理能力について、本件を実施するために十分かどうかという観点で、評価・選定しなければならない。
- (3) 受注者は、機構の認めた中小受託事業を変更する場合には、機構の確認を得るものとする。
- (4) 受注者は、全ての中小受託事業に契約要求事項を十分に周知徹底させること。また、中小受託事業の作業内容を完全に把握し、品質管理、工程管理はもちろんのこと、あらゆる点において中小受託事業を使用したが生ずる不適合を防止すること。万一、不適合が生じた場合は、5.14 項「不適合の報告及び処理」に従うものとする。

5.17 グリーン購入法の推進

- (1) 本作業においてグリーン購入法に適用する環境物品が発生する場合はそれを採用することとする。
- (2) 本仕様で定める提出図書（納入印刷物）においては、グリーン購入法に該当するため、その基準を満たしたものであること。

5.18 検査員及び監督員

検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

監督員

- (1) T R P 廃止措置技術開発部 施設運転課

6. 技術仕様

6.1 一般要求事項

- (1) 点検等要員

受注者は、本仕様書に係わる作業を遺漏なく行うために、作業に必要な

知識、技量を有した作業員が行う仕組みを有していなければならない。

(2) 方法及び設備

- ①点検等の項目及び方法は、本仕様書によるものとし、危害防止装置については、業者にて手配を行う。また、これらに明示なきものについては、協議の上決定するが、この場合は必ず機構に申し出てその確認を得るものとする。
- ②点検等の方法については、本仕様書に記載されているものについても全て「点検等作業要領書」を提出し、確認を得るものとする。また、機構はあらゆる作業に立会う権利を有するものとする。
- ③作業にあたっては、本仕様書の内容を満足すること。また、現地作業における安全管理、工程管理を確実に行之、予定した期間内に完了させること。
- ④技術仕様の詳細及び不明な点については、機構担当者と事前に十分な打合せを行うこと。

(3) 判定基準

良否の判定基準については、別添資料 1 及び対象機器の製作メーカーの規格に従うものとする。これによらない場合は、予め機構に判定基準を提示すること。

(4) 記録及び報告

受注者は、検査の記録を整備し、「点検等報告書」を作成し、遅滞なく提出しなければならない。

(5) その他

建築基準法に基づく官公庁（茨城県）手続きの代行
上記点検から必要となる健全性を維持するための作業

6.2 作業内容の詳細

受注者は、以下に示す各項目の作業を実施するにあたって、事前に「点検等作業要領書」を作成し機構の確認を得るものとする。

6.2.1 確認事項

(1) 危害防止装置設置に関する確認事項

- ①受注者は機構から作業開始の連絡を受けた後に作業を開始する。
- ②危害防止装置の適合性を確認する。
- ③シャッター制御盤の設置場所を確認する。
- ④既設配線の経路及び接続状況を確認する。

(2) 危害防止装置設置の作業中の確認事項

- ①作業範囲内への立入禁止措置が適切であることを確認する。
- ②制御盤の電源を遮断し、無電圧であることを確認する。
- ③電源及び信号線の誤配線がないことを確認する。
- ④危害防止装置の取付位置が適切であることを確認する。

6.2.2 点検等作業

(1) 対象機器の仕様

製造メーカー：東洋シャッター 数量：1 台

型式：C-2015 AC200/220V 50/60Hz

(2) 点検内容

①危害防止装置後の別添資料 1 の(10)～(14)に示す試験を実施する。

②別添資料 1 に示す検査項目について、点検を実施する。

(機能のない検査項目は除く)

6.3 作業場所

茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

T R P 廃止措置技術開発部 管理事務棟 1 階 (非管理区域)

6.4 作業期間

現地点検時期については、10 月下旬を予定し、詳細については、打ち合わせにて決定する。

6.5 その他

不明な点については、機構と打合せの上で実施すること。

別表－ 1

提出図書一覧

提出書類名	様式	提出部数	図書扱い	提出期限	備考
工程表	受注者	2部	確認図書	契約後速やかに	
・作業等安全組織・責任者届 ・安全衛生チェックリスト ・リスクアセスメントの実施結果等	機構	必要数	－	作業開始一週間前 又は契約後速やかに	
作業員名簿	受注者	2部	確認図書	作業開始一週間前	
作業責任者等教育(請負側)受講申請書	機構	必要数	－	受講締め切り前	必要な都度
作業責任者等認定申請書	機構	必要数	－	作業開始前	必要な都度
撮影許可申請書	機構	1部	－	作業開始一週間前	
中小受託事業の届出について (使用する場合)	受注者	2部	確認図書	作業開始一週間前	
作業要領書	受注者	2部	確認図書	作業開始一週間前	
作業日報	受注者	1部	－	作業日翌日中	
打合せ議事録	受注者	2部	確認図書	打合せ後速やかに	
電話連絡確認書	受注者	2部	確認図書	打合せ後速やかに	
品質保証計画書	受注者	2部	確認図書	契約後速やかに	
点検等報告書	受注者	2部	確認図書	作業終了後速やかに	
技術情報についての報告書	受注者	1部	－	納期まで	5.12.2 (5) に 基づく
その他申請書・許可書	機構	必要数	－	作業開始一週間前	

機微情報管理について

機構の機微情報（本契約において機構より貸与または供用された情報及び当該情報より得られた成果）に関しては、以下の管理を行う。

1. 機微情報の管理責任者を選定するとともに、機微情報取扱規定（以下「取扱規定」という）を策定し機構に提出する。但し、既に情報に関する規定を保持している場合であって同規定が機構管理規定と比較して同等以上と認める場合は、同規定に代えることができるものとする。
2. 管理責任者は取扱規定により機微情報を適切に管理する。
3. 取扱規定には以下の内容を含むものとする。
 - （1）施錠された保管庫に保管すること
 - （2）火災等事故時に適切な措置をこうずること
 - （3）閲覧等供用する場合の場所の限定に関すること
 - （4）機微情報にアクセス可能な作業等の限定及び登録に関すること
 - （5）複写、撮影、録音等の限定及び登録に関すること
 - （6）貸出の限定及び貸出、返却の手続きに関すること
 - （7）本契約によって発生した二次資料、成果物の取扱いに関すること
4. 機微情報を機構の同意なく本契約以外の目的に使用してはならない。
5. 機微情報を機構の同意なく第三者に開示してはならない。
6. 機微情報を公開又は他に利用する場合は、予め機構の同意を得なければならない。
7. 機微情報に関する主旨及び取扱規定を関係者に周知し徹底する。
8. 機構は機微情報に関する管理状態を確認するため、必要に応じた検査をおこなえるものとする。

防火設備の検査方法、判定基準（国土交通省告示第723号 別表第二）

（防火シャッター）

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(1)	設置場所の 周囲状況	閉鎖の障害となる物品の 放置の状況	目視等により確認する	物品が放置されていること等により防火 シャッターの閉鎖に支障があること
(2)	駆動装置 ((2)の項から (4)の項までの 点検について は、日常的に開 閉するものに限 る)	軸受け部のブラケット、巻 取りシャフト及び開閉機の 取付けの状況	目視等、聴診又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと
(3)		スプロケットの設置の状況	目視等により確認する	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに 心ずれがあること
(4)		軸受け部のブラケット、ベ アリング及びスプロケット又 はロープ車の劣化及び損 傷の状況	目視等、聴診又は触診により確認する	変形、損傷、著しい腐食、異常音又は 異常な振動があること
(5)		ローラチェーン又はワイヤ ロープの劣化及び損傷の 状況	目視等、聴診又は触診により確認する	腐食があること、異常音があること若しく は歯飛びしていること、又はたるみ若し くは固着があること
(6)		スラット及び座板の劣化等 の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視等により 確認する	スラット若しくは座板に変形、損傷若し くは著しい腐食があること又はスラットに 片流れ若しくは固着があること
(7)	カーテン部	吊り元の劣化及び損傷並 びに固定の状況	目視等又は触診により確認する	変形、損傷若しくは著しい腐食があるこ と又は固定ボルトの締め付けが堅固で ないこと
(8)	ケース	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する	ケースに外れがあること
(9)	まぐさ及びガイ ドレール	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変 形、損傷若しくは著しい腐食があること 又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落 があること
(10)	危害防止装置	危害防止用運動中継器の 配線の状況	目視等により確認する	劣化、損傷又は脱落があること
(11)		危害防止装置用予備電源 の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること
(12)		危害防止装置用予備電源 の容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目 視等により確認する	容量が不足していること
(13)		座板感知部の劣化及び損 傷並びに作動の状況	目視等により確認するとともに、座板感 知部を作動させ、防火シャッターの降 下が停止することを確認する	変形、損傷若しくは著しい腐食があるこ と又は防火シャッターの降下が停止し ないこと
(14)		作動の状況	防火シャッターの閉鎖時間をストップ ウォッチ等により測定し、シャッターカー テンの質量により運動エネルギーを確 認するとともに、座板感知部の作動によ り防火シャッターの降下を停止させ、そ の停止距離を鋼製巻尺等により測定す る。また、その作動を解除し、防火 シャッターが再降下することを確認する	運動エネルギーが10 J を超えること、 座板感知部が作動してから停止距離 が5cmを超え、又は防火シャッター が再降下しないこと
(15)	連 動 機 構	煙感知器、熱煙 複合式感知器 及び熱感知器 設置位置	目視等により確認するとともに、必要に 応じて鋼製巻尺等により測定する	煙感知器又は熱煙複合式感知器に あつては昭和48年建設省告示第2563 号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設け ていないこと。熱感知器にあつては昭 和48年建設省告示第2563号第1第2号 ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設け ていないこと

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	
(16)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(26)の項又は(27)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする	適正な時間内に感知しないこと
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視等により確認する	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視等により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと
(19)			結線接続の状況	目視等又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること
(20)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと
(21)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する	自動的に予備電源に切り替わらないこと
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること
(23)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視等により確認する	容量が不足していること
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視等又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター((27)の項の点検が行われるものを除く)の作動の状況を確認する。 ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと	